

戸田市市民活動推進基本方針

平成15年3月

戸 田 市

目 次

第1章 市民活動に関する基本認識

- 1 策定の趣旨 1
- 2 市民活動の概念 2
- 3 市民活動の意義と役割 4
- 4 市民活動の現状と課題 6

第2章 活動の促進に関する基本的な考え方

- 1 基本理念と目標 8
- 2 市民活動支援の原則 9

第3章 活動の促進に関する施策

- 1 基盤整備の促進 10
- 2 パートナーシップの促進 12

第4章 市民・市民活動団体・市が協働で促進する 重点施策 13

- 1 活動拠点の整備
- 2 情報ネットワークづくり
- 3 市民活動の活発化
- 4 協働をすすめる体制の確立

第1章 市民活動に関する基本認識

1 策定の趣旨

21世紀を迎えた今日、私たちを取り巻く社会情勢は、少子・高齢化、情報化、国際化の進展などにより大きく変化しています。

また、ライフスタイルの変化に伴い、市民の価値観が多様化しており、公益的サービスに対する市民の要望も多様になってきています。

これまで公益的サービスは、主に行政が提供してきましたが、これからは自由で柔軟な発想を持つ市民の力に大きな期待が寄せられています。

このような中、ボランティア活動や市民活動を行う団体では、国内・国外を問わずより積極的に自らの手で地域の問題を解決しようとする動きが生まれ、市民の満足を引き出すため、様々なサービスを提供する団体が増えてきました。

そして、平成10年3月の特定非営利活動促進法（NPO法）の成立をきっかけにして、これまで法的資格をもたなかった市民活動団体が、活動しやすく、活動の幅を広げることとなり、市民活動の重要性がより多くの人に認識されるようになりました。

こうした経緯をふまえて、戸田市では第3次総合振興計画（基本構想・前期基本計画）において、市民の自主的、主体的な活動への支援を提唱しています。この振興計画に基づき、パートナーシップを基本として市民・企業・行政が、多様な市民のニーズへ柔軟に対応し、市民が希望する公益的サービスを選択できるような社会を共に目指すため、市民と行政との協働作業による「市民活動推進基本方針」が生まれました。

この基本方針が、戸田市の市民活動の促進を図り、新世紀にふさわしい市民主体の社会づくりに向けた、道しるべになることを期待しています。

2 市民活動の概念

(1) 市民活動の概念

「市民活動」とは、「不特定かつ多数のものの利益の増進を目的とし、市民が主体となって社会的な課題の解決に取り組む、営利を目的としない活動」をいいます。

なお、市民活動推進基本方針では、次のように市民活動団体の概念を整理し、対象となる範囲を限定して活動を促進していきます。

(2) 市民活動団体の概念

市民活動団体とは、社会的課題に対して自らが社会的使命を持って、継続的に活動する組織体です。そして、次の三つを主な要素としています。

- ア．民間性 市民ならではの自由で柔軟な発想を生かしている。
- イ．非営利性 市民の直接の利益を考え、その使命の実現を目指している。
(収益をあげても構成員で分配せず、使命の実現に向ける。)
- ウ．組織性 効率的な運営を図り、活動に広がりや深まりをもたせている。

市民活動団体は、行政(第1セクター)や企業(第2セクター)でない市民の(第3の)セクターとして位置づけられています。

市民活動団体の概念を整理すると、次のように三つの層としてとらえることができます。(市民活動団体等の概念図参照)

社団法人や財団法人などの公益法人、任意の市民活動団体やボランティア団体、特定非営利活動法人(NPO法人)、農協、生協、労働組合、町会・自治会、子ども会など、非営利組織全体を指す概念。

のうち任意の市民活動団体やボランティア団体及びNPO法人に範囲を限定して指す概念。

のうち特にNPO法人のみを指す概念。

戸田市では、上記概念のうち、及びにある任意の市民活動団体やボランティア団体、NPO法人を対象とし、市民・企業・行政で役割分担しながら市民活動の基盤整備を進めていきます。

ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とするものは、対象から除きます。

NPOとは、英語の「Non Profit Organization」(ノン・プロフィット・オーガニゼーション)の頭文字をとった略語です。日本では「民間非営利組織」の総称として使われています。

市民活動団体等の概念図

戸田市市民活動推進基本方針

市民セクター（第3セクター）

【組合】・消費生活協同組合 ・農業協同組合 ・労働組合

【共益団体】・同窓会 ・文化クラブ ・スポーツクラブ

【公益法人】
・社団法人
・学校法人
・社会福祉法人
・財団法人
・医療法人

【地域団体】

・町会、自治会
・子ども会

etc.

市民活動団体

【NPO法人格を持たない市民活動団体】

・任意の市民活動団体
・ボランティア団体

【特定非営利活動法人】

(NPO法人)

■ 部分は、公益性を持つ民間非営利組織を表し、この基本方針の対象としています。

21世紀 戸田市

行政セクター
(第1セクター)

国
地方公共団体

企業セクター
(第2セクター)

株式会社
有限会社

3 市民活動の意義と役割

(1) 市民活動の意義

今まで社会へのサービスを提供してきたのは、行政である第1セクターと企業である第2セクターが中心でした。

ところが、時代の変化とともに、社会的課題が多様化・複雑化してきたことにより、市民の求めるサービスが多様化し、その2つのセクターでは対応しきれない状況が生まれました。そこで、新たなサービスの担い手として市民セクターである市民活動団体が注目されています。

市民活動団体は、社会的使命を持って、自主的、自発的な意思に基づき社会貢献活動を行っており、その範囲は福祉、教育、環境、文化・芸術、まちづくりなど様々な分野に及んでいます。

市民活動には、多様性・個別性・柔軟性などの特性があります。それらの特性を生かし、行政や企業とは異なる価値観に立って、縦割り社会を横糸で結ぶ組織づくり（ネットワーキング）や提案活動を行うなど、重要な役割を担うセクターとして期待されています。

また、市民活動はその効果を高めるために、企業や行政に働きかけながら、様々な社会的課題を自発的に解決していくことが期待されています。

(2) 市民活動の役割

公益的サービスの提供

市民活動団体の中には、積極的に社会的課題を解決しようとする動きがあり、市民自ら公益的サービスを提供する活動を行う団体が増えています。

市民活動団体が、行政や企業とは異なった視点から市民のニーズをとらえ活動することで、市民の満足が得られる多様なサービスを生み出していくことができます。

自己実現の機会の提供

市民活動は、個人が社会に貢献したいという意思を生かし、参加する機会を提供します。参加する市民は、活動を通して職場や家庭とは異なった満足感を得ることができ、生きがいを感じ、自己実現を果たすことができます。

よりよい社会をつくるための提案

直接サービスに関わる市民の視点から、地域の中で感じ得たことを形に表し、市民ならではの先駆的な取り組みや自由な発想で活動することにより、社会全般に新鮮な刺激や新しい流れをもたらします。

市民活動団体は、提案活動等を行うことにより、社会を変革していく可能性を持っています。

新しい雇用機会の提供

市民活動団体は、公益的サービスの提供者として、新たな事業を展開し、市民の活動の場や雇用の場を広げる可能性があります。

コミュニティの再生

市民活動団体が、自らの責任と価値観に基づき、主体となって行動することで、よりよいコミュニティづくりができます。

また、地域に根ざした市民活動は、市民自らが仲間を増やし、多種多様な分野に関わる人々とのネットワークを構築していく活動でもあります。

こうした活動は、地域の住民が助け合うシステムを新たに醸成し、人間関係が希薄になったコミュニティの再生を促す重要な動機づけになります。

4 市民活動の現状と課題

(1) 戸田市の現状

時代の推移とともに様々な社会的課題に対し、市民が何らかの貢献をしたいという意識が高まってきています。こうした意識の変化により、市民が主体となった社会貢献活動を行う市民活動への理解と関心が強まっています。

平成11年度に市が行った「戸田市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果によると、「今後参加したい社会活動分野」として、「趣味・教養・スポーツ等のサークル活動」に次いで「福祉・ボランティア活動」「国際交流・協力活動」「町会や子ども会活動」等があげられており、市民の様々な活動に対する関心の高さがうかがえます。また、「今まで参加しなかった理由」として「活動に関する情報が少ない」「参加するきっかけがない」といった回答が多く、情報や機会があれば参加したいという意識が感じられます。

このような市民意識をふまえ、今後市民活動を活発化し、充実させていく必要があります。

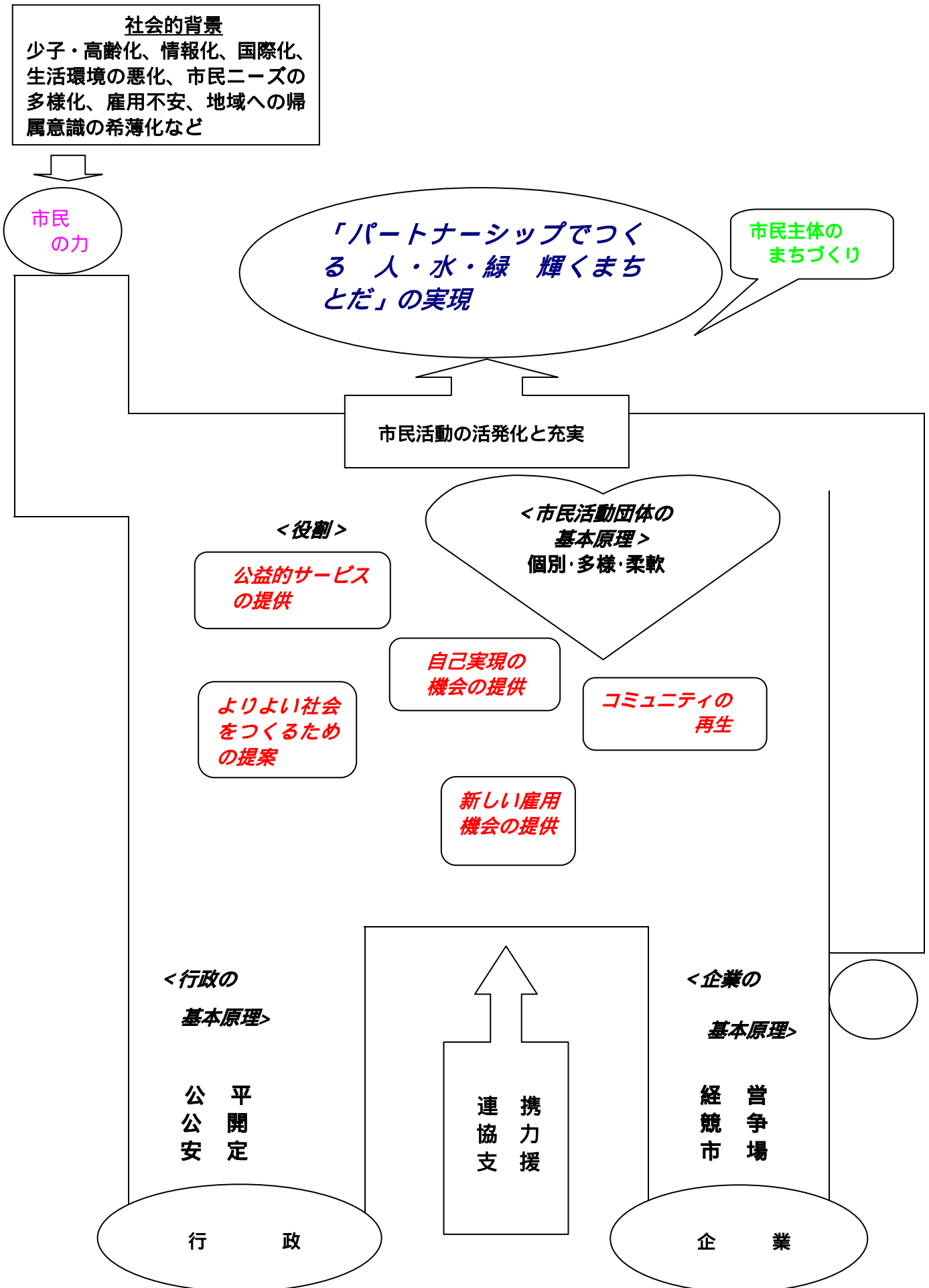
なお、今まで行政からの支援は、ある程度その活動内容が安定し成果が見込めるようなものに限られ、先駆的なものや機動性が必要なものについては、支援しにくい面を持っていたように感じます。その上、支援が分野別になっており、分野を越えた幅広い活動に対する支援が困難なことが現状にあると思われます。

(2) 市民活動の課題

様々な分野における市民活動が幅広く展開される中で、市民活動の抱える課題として、情報の収集提供をはじめ、人材・資金・活動拠点の確保などがあります。それらの課題を解決し、市民活動が活発に、かつ継続的に発展していくためには、活動のための基盤の整備が必要です。また、市民活動団体・企業・行政のパートナーシップによるまちづくりを進めるためには、市民の自発性を尊重しながら、企業や行政と連携・協力していく仕組みが必要です。

そして、市民活動団体が、幅広く市民の理解を得て、自立し発展していく上で、自ら活動の目的や意義、役割などを社会に向けて積極的に伝えていくことも大切であり、情報ネットワークづくりが重要となります。

市民活動の概念図



第2章 活動の促進に関する基本的な考え方

1 基本理念と目標

(1) 基本理念

行政が、市民活動団体の自主的かつ主体的な活動を支援し、市民活動団体・企業・行政がパートナーシップを構築することにより、人々の暮らしを支え、人と人、人と自然との生き生きとした豊かで住みよい社会の実現を目指します。

基盤整備の促進

市民活動団体は、自発的に様々な問題や市民ニーズをとらえ、迅速な対応をするなど、新たな公益的サービスの担い手として成長してきています。

しかし、まだ情報収集・活動場所・活動資金等、活動のための基盤が弱く、行政からの支援が必要と思われることから、活動の促進に向けた基盤の整備が必要です。

パートナーシップの促進

市民活動団体・企業・行政が、目的を共有し力をあわせることにより、多様な公益的サービスを生み出すことができます。パートナーシップの促進にあたっては、相互理解、目的の共有化、対等性、自主性・自立性の尊重などの原則に基づき、関係を築いていくことが大切です。

(2) 基本目標

市民活動が市民にとって身近で継続的な活動として広がり、行政等の支援・協力により社会的に承認され定着していくには、市は次のような取り組みが必要となります。

市民活動が継続的に進めるための基盤づくり

ネットワークのためのパートナーシップの形成

2 市民活動支援の原則

(1) 自主性・自立性の尊重

市は、市民活動団体の自主性・自立性を尊重し、自立を妨げない範囲で支援。

(2) 多様性・独自性の尊重

市は、多種多様な分野にわたる市民活動団体の独自の社会的使命や活動スタイルを尊重。

(3) 公開性・透明性の確保

市は、支援施策の情報・支援過程や効果などの公開による、透明性を確保。

(4) 公平性・公正性の確保

市は、公平・公正な立場で、積極的に市民活動団体を支援。

第3章 活動の促進に関する施策

1 基盤整備の促進

(1) 市民への意識啓発

広報紙やインターネット等の様々な広報媒体を通して、市民活動の活動状況などを情報提供し、市民の意識を高めていく必要があります。

また、市民が求める多様な学習の機会をもうけ、市民活動への参加のきっかけづくりをしていくことが望まれます。

そして、市民と市民活動団体を結びつけるワークショップを開催・共催するなど、人と人のネットワークづくりへの支援を行っていく必要があります。

(2) 情報の収集とそれに基づく相談機能の充実

活動に必要な情報を収集し、それをもとに市民活動全般や組織運営等に関する相談のできる、相談窓口等の整備を進めていく必要があります。

(3) 活動拠点の提供

市民や市民活動団体が集まることによって相互の交流が進み、ネットワークを広める機会を得ることができます。

そこで、活動を行う市民が自由に利用し、活動に必要な資材や器具などを備えた、打ち合わせや活動作業等のできる拠点の整備が必要です。

なお、拠点の整備に当たっては、市民参加を求め意見を十分に生かし、具体的な機能や運営方法を検討していくことが大切です。

さらに、市民活動団体が、公民館やコミュニティセンター、学校など既存の公的施設を活用できるよう、施設の整備・拡充について検討されることに期待します。

(4) 活動機会の提供

市民や市民活動団体が、活動の意義や楽しさなどを学習したり、より参加しやすい活動のプログラムを開発できるよう支援し、活動機会を提供していくことが必要です。

活動内容や参加方法などの関心や意欲は個々人で異なりますが、自分にあった活動をいかに発見していけるか、それぞれの思いを実際の活動へと結びつけられるようにしていくことが大切です。

また、市民の発意によるイベントや啓発活動に対し、積極的に共催や後援をしていくことが望まれます。

(5) 活動資金の提供

市民活動のための資金基盤は十分とはいえない状況にあります。

そこで、資金等の助成、融資、税の減免、公益信託（まちづくりファンド）等について、市民活動の自主性や自立性を尊重し、自立的な活動を損なわない範囲で、支援する制度を検討していく必要があります。

2 パートナーシップの促進

(1) 相互理解の必要性

市民活動団体と行政が協働するためには、相互の特性の理解と役割分担の明確化が前提となります。

行政の基本原理は公平・平等であり、市民活動団体の基本原理は柔軟性・個別性・社会性等であることをまず理解し、そして企業も含めてお互いが市民活動の特徴やまちづくりにおいて果たす社会的役割を十分に理解する必要があります。

(2) 市民参加の促進

市民の活動参加のしくみづくりや啓発を行う必要があります。市の政策の実現にあたっては、市民の側に立った視点や情報を生かして、政策課題の発見から立案、実施、評価それぞれのプロセスにおいて、市民と協働していくことが重要です。

そこで、市民と行政の双方から可能な範囲で活動情報や人材情報の提供を行うことが必要です。

市においては、情報の共有化に向けた積極的な情報公開を促進し、市民の意見を聞くことで、市民の発想を生かした柔軟で多様なサービスの提供が可能になっていくと考えます。

(3) 企業参加の促進

市民や市民活動団体のみならず、企業がまちづくりにおいて果たす役割には、大きなものがあります。今後、市民活動が発展していくには、企業との連携の促進が重要です。

市民活動に関する情報やニーズを企業に提供したり、市民活動団体と企業との交流の場を設置するなどして、企業の活動参加を促す必要があります。

企業側にとって、まちづくりに向け積極的に関わることで、ひいては企業イメージの向上や地域での存在感につながれば、参加する意義も大きいと思います。

(4) 市職員の意識改革

今日では市民活動が各分野に渡っていることから、市においては、現在それぞれのセクション毎に個別の関わりが非常に強くなっている縦割り型の行政から脱却し、全庁的な連絡体制をつくり、市民活動に対する全庁的な理解と対応が必要です。

職員研修はもちろんのこと、市民活動団体との協働事業を通じて、市民活動への理解を進める必要があります。

また、市職員自らが地域へ出向き自発的に活動へ参加するよう、意識啓発を図っていくことに期待します。

第4章 市民・市民活動団体・市が協働で促進する重点施策

1 活動拠点の整備

市内で活動する団体は数多くあるものの、活動領域が異なる分野の団体が交流・連携することが少ないように見受けられます。市民活動が発展していくためには、各団体の連携が必要であり、お互いが情報の交換を行ったり、活動の場を共有できるような活動の拠点がが必要です。そこでは、誰もが活動のため自由に利用できるような形態を整え、オープンスペース、パソコン、印刷機、ロッカー、メールボックスなどが用意されていることや、情報の収集・提供機能、相談機能、ネットワーキング機能などを備えたものが考えられます。

施設としては、既存の公的施設の活用や、新しく建設される施設の一部利用等、市側の整備が必要ですが、運営方法は市民活動団体自らが主体となって運営していけるような体制づくりが望まれます。

2 情報ネットワークづくり

市民活動に関する情報を結ぶネットワークづくりには、様々な広報媒体の活用が重要です。活動状況や事業案内、ボランティア募集、紹介等を掲載し、それを見ればいつでも誰もが最新の情報を得ることができ、活動に参加するきっかけづくりとなります。

市民活動団体にとって、情報は活動のための重要な資源であり、自ら情報を収集・発信しながら、ネットワークづくりの主体となっていくことが大切です。

また、市はネットワークづくりへの支援として、市民活動をPRしたり、市民と市民活動団体を結びつける機会をつくり、ネットワーク形成のためのきっかけづくりなどをしていく必要があります。そして、情報の信頼性を確保することも重要な役割となります。

なお、今後活動拠点の整備にあわせ、情報の収集・提供の拠点として位置づけた整備を進めることが大切です。

3 市民活動の活発化

市民活動団体にとって、活動を活発化していくには、資金の確保が重要な課題となります。会費や寄付、事業収入、民間団体からの助成金などに加え、市からの資金的な援助を望んでいます。

そこで、市においては、資金等の助成、融資、税の減免、活動保険制度などについて検討していく必要があります。

また、市民活動を活発化し、活動を支えるシステムの例として、地域通貨が最近注目されています。地域通貨は、一定の地域や仲間内で、値段の付けづらい手助けや環境、福祉、教育、文化などに関するやりとりをした際のお礼として使われるエコマネーや、LETS（地域交換取引制度）、タイムダラーなどの事例があります。

地域通貨によって、市民が無理なく社会に貢献する機会が得られたり、地域の人的な交流を促進したり、市民活動を活発化していくことなどが期待できます。

なお、地域通貨の実施にあたっては、目的を明確にした上で、市民活動団体などが主体となった組織で運営することが望ましく、市は情報の提供やきっかけづくりなどに関連した役割を果たすことが大切です。

地域通貨とは、ある特定の地域内で、現行の法定通貨では表現することが困難な社会的価値、あるいはコミュニティ独自の価値を交換・流通させるための媒体です。地域通貨は、ボランティア活動等の対価として受け取り、受け取ったものは自分が人にサービスを頼むときに使うことができます。

地域通貨は、市民同士の助け合いや思いやりの気持ちを大切にしていくものです。

4 協働をすすめる体制の確立

協働を促進するためには、市の政策立案・事業計画への市民参画を進めるとともに、会議録の公開や広く市民の意見を募集するなど、開かれた市政を推進していくことが大切です。また、市民・市民活動団体が実施する事業の共催や後援をしたり、事業委託を進めるなど、協働事業を創り出していくことが必要です。

なお、市の基本姿勢として行政全体で協働の促進に取り組んでいけるよう、庁内の推進体制を充実し、連絡調整機能を持った組織づくりをしていくことが必要です。

さらには、市民活動の推進やパートナーシップの促進等の事業について評価する市民と行政の合議組織づくりを目指し、評価体制を確立していくことも今後重要となります。

おわりに

今後、戸田市が、市の将来像として描いている「パートナーシップでつくる 人・水・緑 輝くまち とだ」の実現に向け、市民・企業・行政のパートナーシップを構築し、協働による豊かなまちづくりを目指し、市民活動の活発化を図っていくことに期待します。

資 料

- 1 . 戸田市市民活動推進検討委員会
 - 1) 戸田市市民活動推進検討委員会設置要綱
 - 2) 戸田市市民活動推進検討委員会委員名簿
 - 3) 戸田市市民活動推進検討委員会会議経過

- 2 . 戸田市市民活動推進懇話会
 - 1) 戸田市市民活動推進懇話会設置要綱
 - 2) 戸田市市民活動推進検討委員会委員名簿
 - 3) 戸田市市民活動推進懇話会会議経過

＜戸田市市民活動推進検討委員会＞

1) 戸田市市民活動推進検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市におけるボランティア活動及びNPO活動(以下「市民活動」という。)の推進を図るとともに、市民と行政とのパートナーシップを構築し、積極的な協調・連携を進めるための基本方針策定に向け、戸田市市民活動推進検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(審議事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 市民活動推進のための基本的な考え方
- (2) 市民活動推進のための支援方策
- (3) その他市民活動推進に必要な事項

(組織)

第3条 検討委員会は、次に掲げる部の職員及び(社)戸田市社会福祉協議会の職員それぞれ1人ずつをもって組織する。

総合政策部 総務部 市民生活部 福祉部 都市整備部 医療保健センター
水道部 消防本部 教育委員会事務局

- 2 前項の職員のうち、総務部にあっては次長(コミュニティ担当)を、その他の部所については副主幹相当職をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、基本方針を策定する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、総務部次長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 4 委員長は、検討委員会の会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要と認めるときは委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、総務部コミュニティ推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年10月25日から施行する。

2) 戸田市市民活動推進検討委員会委員名簿

所 属 部	所 属 課	職 名	氏 名	備 考
総 務 部		次 長	奥田 盛二	委員長
総 合 政 策 部	総合政策室	副 主 幹	大崎 宏	
市 民 生 活 部	環境クリーン課	副 主 幹	市ヶ谷 貞治	
福 祉 部	子育て支援室	副 主 幹	大熊 吉正	
都 市 整 備 部	道 路 課	課 長	家崎 匡	副委員長
医 療 保 健 セ ン タ ー	健康推進室	副 主 幹	梅田 義秋	
水 道 部	業 務 課	副 主 幹	大畑 利明	
消 防 本 部	警 防 課	主 幹	酒井 茂利	
教 育 委 員 会	生涯学習課	副 主 幹	野口 茂	
社 会 福 祉 協 議 会	事 業 課	主席主任	青塚 和子	

平成14年3月現在

3) 戸田市市民活動推進検討委員会会議経過

回数	日 時	主 な 内 容
第1回	平成13年 11月30日(金) 13時00分～15時00分	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会 (文教大学人間科学部 野島正也教授) ・副委員長の選出について ・今後のスケジュールについて
第2回	平成13年12月25日(火) 13時30分～15時30分	<ul style="list-style-type: none"> ・骨子について ・策定作業の進め方について
第3回	平成14年 2月 1日(金) 14時00分～15時30分	<ul style="list-style-type: none"> ・各班の進捗状況について
第4回	平成14年 3月 6日(水) 14時00分～15時50分	<ul style="list-style-type: none"> ・各班の進捗状況の報告及び検討について
第5回	平成14年 3月15日(金) 14時00分～16時00分	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針に対する野島教授からの指導について
第6回	平成14年 3月28日(木) 14時00分～15時00分	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の最終検討について

< 戸田市市民活動推進懇話会 >

1) 戸田市市民活動推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 本市におけるボランティア活動及びNPO活動(以下「市民活動」という。)の推進を図るとともに、市民・企業・行政とのパートナーシップを構築し、連携を進めるための基本方針策定に向け、戸田市市民活動推進懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(審議事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 市民活動推進基本方針の策定に関すること。
- (2) その他市民活動推進基本方針の策定に必要な事項

(組織)

第3条 懇話会は、委員12人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 各種団体等の代表
- (2) 公募による市民
- (3) 知識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から基本方針を答申する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 懇話会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 4 委員長は、懇話会の会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要と認めるときは委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、総務部コミュニティ推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年5月29日から施行する。

2) 戸田市市民活動推進懇話会委員名簿

委 嘱 区 分	氏 名	推 薦 団 体 等	備 考
各種団体等の代表	横山 洋	町会連合会	
	舘野 隆治	子ども会育成連合会	
	野口 和彦	とだわらび青年会議所	
	関口 三津子	男女共同参画推進会議	委員長
	青塚 和子	社会福祉協議会	
公募による市民	石川 峰子	/	
	本郷 勝也		副委員長
	荒岡 麻里子		
	新福 恵子		
	田中 八ル子		
知識経験者	増田 隆志	社会教育委員長	

3) 戸田市市民活動推進懇話会会議経過

回数	日時	主な内容
第1回	平成14年 8月 1日(木) 13:30~16:10	・研修会 (文教大学 野島正也教授) ・懇話会概要説明等 ・委員長・副委員長選出
第2回	平成14年 9月20日(木) 19:00~20:50	・基本方針の検討 (策定の主旨、市民活動の概念)
第3回	平成14年10月25日(金) 19:00~20:45	・基本方針の検討 (意義と役割、現状と課題)
第4回	平成14年11月19日(火) 19:00~20:50	・基本方針の検討 (活動の促進に関する基本的な考え方)
第5回	平成14年12月11日(水) 19:00~20:45	・基本方針の検討 (活動の促進に関する施策)
第6回	平成15年 1月20日(月) 19:00~21:00	・基本方針の検討 (促進する重点施策)
第7回	平成15年 1月31日(金) 14:00~15:40	・研修会 (文教大学 野島正也教授)
第8回	平成15年 3月13日(木) 19:00~20:30	・基本方針の最終検討
第9回	平成15年 3月24日(月) 15:30~17:00	・基本方針の最終確認 ・市長への答申

[付記]平成15年2月6日(木)~平成15年2月28日(金)の期間、「市民活動推進基本方針(案)」を公開し、広く市民の意見を募集しました(市民パブリック・コメント制度の試行)。